

## 6 配慮を要する子どもへの支援

### 現状と課題

従来から不登校等でいわれている「こころの問題」( 1)に加え、近年、新たに認知されてきた発達障害( 2)などの配慮を要する子どもについては、何よりも早期発見と的確な対応が求められます。区では、これまでも乳児や3歳児健診の機会等で早期発見や相談業務に力を入れてきましたが、今後はそれらの機会をさらに広げるため、関係機関との連携を図るなどの体制の充実が必要です。

また、発見後の療育( 3)や支援については、子ども本人への支援、家族への支援、中長期的なケアを要する支援など、個々のケースに適切かつ柔軟に対応することが重要です。

しかし、配慮を要する子どもへの対応や支援は高度な専門性を必要とし、十分な時間や様々な配慮が必要なことから、これまで関係機関が連携した総合的な取組みにまで至っていませんでした。

さらに、配慮を要する子どもやその家庭に

対しては、地域が温かく見守り支えるといった社会全体での支援も欠かせません。そのため、ノーマライゼーション( 4)の観点からも、配慮を要する子どもに対する垣根のない地域社会づくりの大切さについて、広く区民へ意識啓発を図っていく必要があります。また、NPOや民間団体等とともに専門的な体制づくりや、高度な知識や資質をもった人材育成に努めていきます。

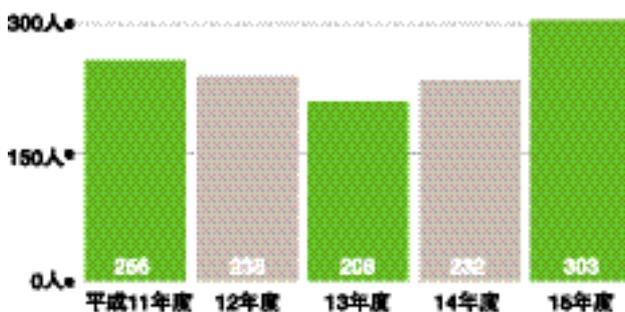
世田谷区総合福祉センター  
新規相談者(児童)の経路機関別状況 (単位:人)

経路機関	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
医療機関	54	49	41	51	53
保健福祉センター*	94	61	86	73	93
保育園 区立(所)	10	30	15	18	16
私立	6	0	1	4	2
幼稚園 区立	0	0	3	3	4
私立	8	7	11	6	10
小・中学校	1	0	0	0	0
直接来所	8	10	12	3	0
その他	35	34	39	31	54
計	216	191	208	189	232

\* インテーク面接(看護師等の面接による障害に関する状況把握)を実施した者のみ

『平成16年版事業概要』(財団法人世田谷区保健センター 総合福祉センター)より作成

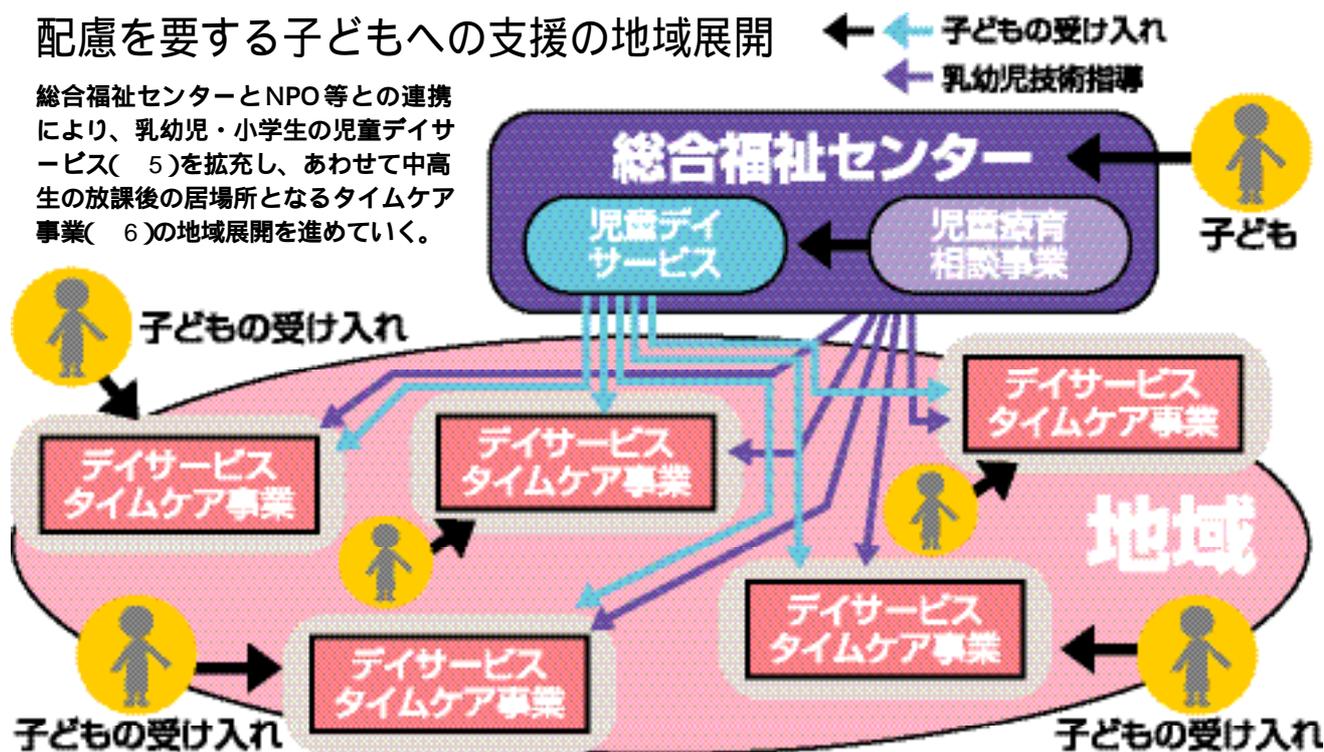
世田谷区総合福祉センター  
新規相談者(児童)数



『平成16年版事業概要』(財団法人世田谷区保健センター 総合福祉センター)より作成

## 配慮を要する子どもへの支援の地域展開

総合福祉センターとNPO等との連携により、乳幼児・小学生の児童デイサービス(5)を拡充し、あわせて中高生の放課後の居場所となるタイムケア事業(6)の地域展開を進めていく。



## 施策の方向

### 1 配慮を要する子どもの早期発見と個別支援計画の作成及び関係機関連携による継続的支援体制を確立します

配慮を要する子どもを早期に発見する機会を広げるために、医療機関や各関係機関との連携を強化していきます。

本人への支援や、家族への支援について集団生活の中での対応が望ましいかどうか、長期的なケアが必要かどうか等、個々の状況に適切に対応できる柔軟な個別の支援策(個別支援計画)を保護者の理解と協力のもとに作

成し、配慮を要する子どもが地域の一員として自立することを支援します。

### 取組み手法

乳幼児健診・訪問・電話相談において、きめ細かな対応を実施し、配慮を要する子どもの早期発見に努めます。必要に応じ、関係機関、専門家、保護者により、個別支援計画を作成します。また、経過観察健診(7)により、適切な療育施設を紹介するなどきめ細かな対応を行います。

療育機関や医療機関、学校等が連携して、乳幼児期から就労期まで一貫した成育の支援を行うためのしくみを整備します。保育園(所)等で配慮を要する子どもの早期発見や、臨床心理士( 8 )等専門職による技術支援を行います。また、専門機関等との連携による保育を推進します

## 2 療育相談機能を充実するとともに地域での生活支援を行います

配慮を要する子どもに対しては、専門的な療育訓練と相談体制をさらに充実していきます。また、ノーマライゼーションの観点から、地域で、障害のあるなしにかかわらず、共に生活していくことを基本に、地域での様々な施設等において、支援策を展開します。

### 取組み手法

総合福祉センターで行っている療育訓練・相談体制を充実し、相談の受付から訓練開始までの期間を短縮します。保護者の心のケアを含めた相談支援を充実します。乳幼児や小学生を対象とした児童デイサービス( 5 )の地域展開など、地域生活支援の充実と展開を図ります。タイムケア事業( 6 )等の実施により中高生の放課後や長期休暇等の対策を充実します。

## 3 地域における理解の啓発と見守りの促進を図ります

配慮を要する子どもに対する支援について、シンポジウムの開催や広報活動等で、支援の輪を広げる取組みをします。

### 取組み手法

専門家や体験者によるシンポジウムを開催し、親の理解と受容、地域の理解の促進を図るほか、地域の情報交換や親同士の情報交換により、理解の啓発と見守りを促進します。広報紙やホームページ等の媒体を活用し、障害の理解を進める情報提供を充実します。地域の子育て活動のリーダー等への研修を行い、配慮を要する子どもの受け入れのため人材養成に取り組めます。( (仮称)世田谷子育てカレッジで実施 - P44参照 )

## 4 支援にあたる職員の技術力のレベルアップを図ります

行政だけではなく、NPOや民間団体等を含めて配慮が必要な子どもに関わる職員の資質向上に向けて研修等を通じた人材育成に取り組めます。

### 取組み手法

保育園(所)等で配慮を要する子どもに適切な対応をするために、各施設での職員の研修を行います。

保健福祉センター等、子どもに係る相談を受ける職員に対し、発達障害に対する研修を行います。

障害者ケアマネジメント( 9 )の一環として、障害児に関するケアマネジメント研修を実施します。

## 施策の体系

### 1 配慮を要する子どもの早期発見と関係機関連携による継続的支援体制の確立

健診体制の充実

早期発見を早期療育につなぐしくみづくり

関係機関の連携と

継続的支援のしくみづくり

### 2 療育相談機能の充実と地域生活支援

療育相談体制の充実

地域生活支援の充実と展開

放課後対策の充実

### 3 地域の理解の啓発と見守りの促進

専門家や体験者によるシンポジウムの開催

パンフレットや広報誌等による啓発

子育て支援者等への研修

### 4 支援する職員等のレベルアップ

施設職員への研修

発達障害等の理解の研修

障害者ケアマネジメント研修の充実

1「こころの問題」……「こころの健康」(P35参照)が保たれていない状況

2「発達障害」……乳児期から幼児期にかけて発達の遅れや機能獲得の困難さが生じる心身の障害で、通常、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥/多動性障害その他これらに類する脳機能の障害をいう(発達障害者支援法/平成17年4月1日施行)

3「療育」……発達の遅れや障害のある子どもに対し、個別専門指導やグループ訓練を通じて、感覚機能や運動機能の発達を促したり、情緒の安定性や社会性を身につける訓練

4「ノーマライゼーション」……障害や個性の違いに関わらずあらゆる人が共に住み共に生活できるような社会を築くこと

5「児童デイサービス」……配慮を要する乳幼児・小学生の療育訓練の場

6「タイムケア事業」……配慮を要する中高生の放課後居場所事業

7「経過観察健診」……発育や発達の状態により経過観察が必要な子どもの健康診査

8「臨床心理士」……子どもの心身の発達や、学業、生活面での問題、心の問題などに対して、心理的側面から援助を行う専門家

9「障害者ケアマネジメント」……障害者の地域生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、ニーズを的確に把握し、地域の社会資源の活用や開発を図りながら、総合的かつ継続的にサービスの供給を確保していく援助方法

# 7 子育てセーフティネットの整備

## 現状と課題

家庭や地域の「子育て力」の低下が問題視され始めたとともに、児童虐待が全国的に急増し、深刻な社会問題となっています。子育て家庭の保護者が24時間子どもから離れられないストレスや、ちょっとした子どもの問題を気軽に相談できずに抱え込んでしまい、次第に育児への不満や苛立ちへと化してしまうことも遠因といわれています。

区では、これまでも児童相談所等と連携しながら、長期にわたる子どもと保護者のケアに取り組んできました。また、児童福祉法・児童虐待防止法の改正により児童相談業務の区の役割が明確化されました。

今後は、児童虐待発生後のケアだけでなく、発生の予防策として、孤立した子育て家庭の

育児や不安を取り除くことが大切です。そのために、子育て家庭への訪問支援や関係機関をつないだ虐待防止ネットワークの構築が求められます。また、子育て家庭のすべての保護者に対して、身近で利用しやすい相談機能やケア機能を拡充することも課題です。

しかし万一、児童虐待に直面してしまい養育が困難になった家庭に対しては、虐待されている子どもとその親とを適切に分離することによって、それぞれのケアや子どもの自立支援を図る必要があります。

さらに、子育て上の緊急対応課題である子どもの病気についても、迅速かつ適切な対応が行われるように、乳幼児の緊急医療等の充実を図ることが課題です。

### 世田谷区の子ども家庭総合相談の内容と件数

区分	平成15年度
合計	6,162
保育関係	1,012
養育不安	937
虐待	809
家庭内暴力(DV)	645
経済・就労	530
家庭・生活環境	459
発達・発達	131
健康	125
教育・しつけ	107
基本的な生活習慣	24
非行等	6
在宅サービス	679
各種サービス	343
その他	355

『世田谷区保健福祉総合事業概要(平成16年度版)統計編』より作成

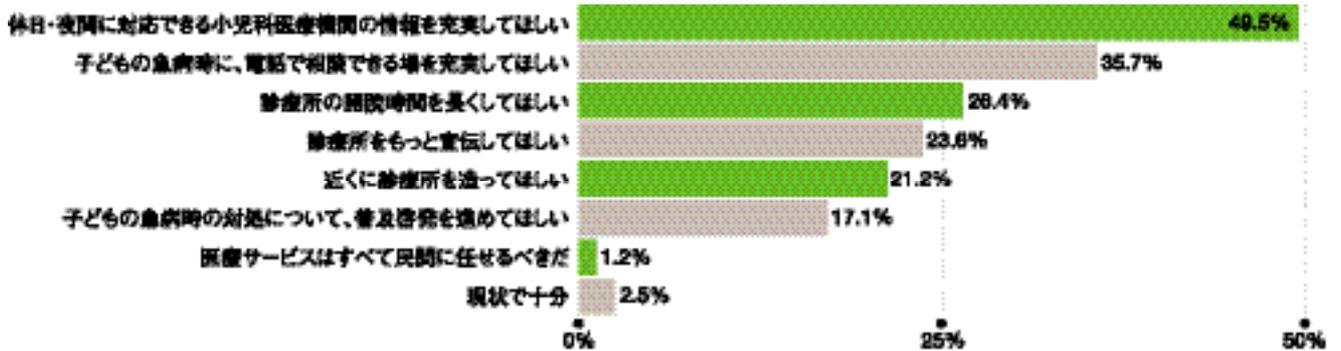
### 児童相談所における児童虐待相談件数の推移



全国調査では、2000年(平成12年)の虐待件数は1990年(平成2年)の16倍となっている

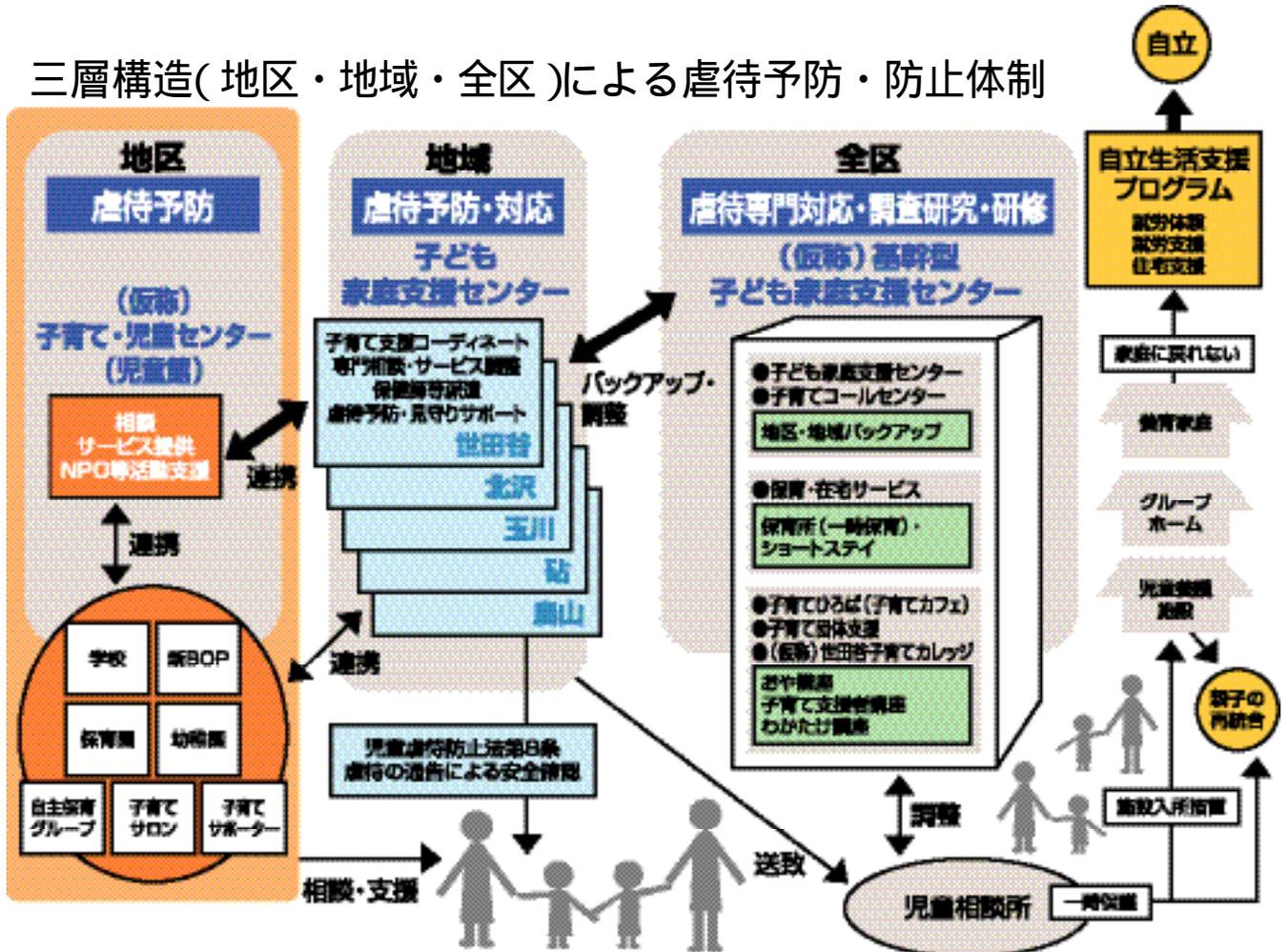
『「せたがや健やか親子」について(答申)』(平成16年/世田谷区地域保健福祉審議会)及び子ども家庭支援課資料より作成

### 子どもの急病に対する要望



調査対象：世田谷区在住の満20歳以上の男女個人1,523人、複数回答  
『世田谷区民意識調査2004』より作成

### 三層構造(地区・地域・全区)による虐待予防・防止体制



## 施策の方向

### 1 児童虐待を防止するための対策を推進します

保護者が不安や不満を抱え込み、常に子どもに対して苛立ちを隠せないような状況では虐待防止の対応が手遅れとなるケースもあり、問題が顕在化する前に早期に発見し、適切な情報として専門機関と連携するなど、地域レベルで見守るしくみづくりを推進していきます。

また、児童虐待対応に関わる支援者や関係職員の資質の向上を図ります。

#### 取組み手法

地区・地域への児童虐待対応のバックアップ、全区的な子どもと家庭の支援機関として(仮称)基幹型子ども家庭支援センターを設置し、区の虐待対応機能を強化します。区と関係団体、関係機関等が、児童虐待等の予防・発見及び解決を目指し、問題の共有や相互連携を図る体制を強化します。支援者及び支援団体等に児童虐待防止とその対応方法のガイドブックを配布するなど、地域社会全体で対応できる体制を強化します。児童虐待に対し適切な対応がとれるよう、子ども関係施設職員をはじめ関係職員の資質を向上させるための研修を充実します。

### 2 身近な相談機能の充実を図ります

深刻な虐待に発展するケースも、当初は子育てや家庭に関する悩みやストレスの蓄積がきっかけであることが少なくありません。

そうした重大なケースに発展することを未然に防ぐため、身近な地域で誰でも気軽に利用できる相談機能を強化し、相談の専門機関としての充実を図ります。

#### 取組み手法

児童館や保育園(所)等身近な場所で気軽に相談できる機能を充実します。専門家による相談体制など、虐待防止に向けて地域や地区をバックアップする体制を整備します。

### 3 養育が困難な家庭の子ども(1)が自立していけるような支援を行います

児童虐待等により、子どもが保護者と分離し生活する場合、子どもが安心して生活できるような家庭的な施設の整備に対して支援を行います。

また、児童養護施設(2)等で生活する子どもの自立しやすい環境づくりを整備します。

#### 取組み手法

児童虐待等で施設入所を余儀なくされた子どもが、住み慣れた地域で安心して暮らせる生活の場を確保するため、社会福祉法人

の児童養護グループホーム( 3 )等の整備  
に対して支援を行います。

児童相談所との連携による養育家庭体験  
発表会( 4 )の実施、区のホームページや  
広報を活用した啓発など、養育家庭の普及  
や登録促進を行います。

養護施設入所、ひとり親家庭を含む養育困  
難家庭の子どもが就労等で社会的自立を目  
指せるよう、区が関係機関と連携のうえ子  
どもの支援を行います。

#### 4 小児救急医療の充実を図ります

乳幼児の急病時に対応できるような小児救  
急医療のしくみを充実していきます。

##### 取 組 み 手 法

子ども初期救急診療所事業の充実を進め、  
一般医療機関の診察終了後や休診日にお  
ける子どもの急病に対応します。

## 施策の体系

### 1 児童虐待防止対策の推進

( 仮称 )基幹型子ども家庭支援センター  
の設置

予防・発見・解決ネットワークの  
しくみづくり

虐待防止についての支援者や関係職員の  
資質向上

### 2 相談機能の充実

身近な地区での相談機能の充実

専門相談の充実

子どものための相談機能の充実

### 3 養育が困難な家庭の 子どもへの自立支援

家庭的な養育環境の確保

養育が困難な家庭の子どもへの自立支援

### 4 小児救急医療の充実

小児救急医療の充実

1「養育が困難な家庭の子ども」……保護者がいないか、保護者がいても児童を養育できないなど、さまざまな理由から家庭で暮らせない児童

2「児童養護施設」……養育が困難な家庭の子どもを養育する施設

3「児童養護グループホーム」……児童養護施設に入所する児童のうち6人程度の児童を施設から独立した家屋において、家族的雰囲気の中で養育する制度

4「養育家庭体験発表会」……養育家庭( 養護に欠ける児童を、養子縁組を目的とせず一定期間養育する家庭 )制度を広く区民に周知するとともに、養育家庭の新規開拓を促進する事業

## 8 (仮称)世田谷子育てカレッジ

### 現状と課題

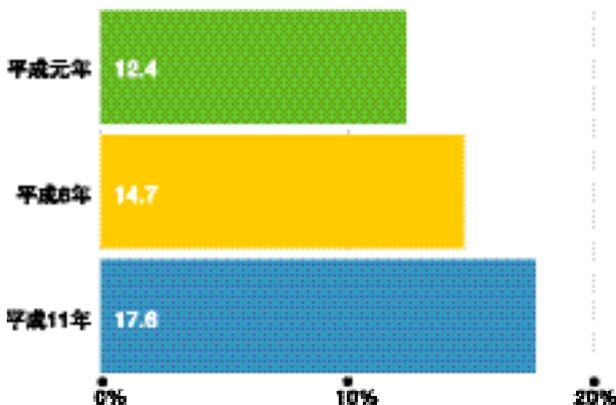
現代社会では、自分が子どもをもつまで乳幼児に接する機会がなかったため、初めての子育てに対して疑問や不安を抱きやすく、悩みながら子どもに接する保護者が増えています。また、核家族化の進行や地域との関係の希薄化が進んだため、子育てについて身近で気軽に相談できる人が少なくなっています。このような状況の中では、「家庭の子育て力」(1)や「地域の子育て力」(2)が低下すると考えられます。

区は、これまでも母親・両親学級、子育てひろば等により、育児に対する基本的な知識や技術への支援を行ってきました。しかし、そ

うした場に参加する保護者は限られてしまうという課題が残されています。また、子育て家庭の保護者だけでなく、次代の親として中高生たちにも乳幼児と触れ合う機会を提供することが必要です。さらに、地域の子育て力を向上させるためには身近な子育て支援者の資質向上が求められています。

保護者が誰でも気軽に参加でき、子育てについての相談や子どもの接し方を習得する機会の充実が必要であるとともに、NPOを含む民間の力を活かし、幅広い世代にわたって生命の誕生の尊さや子育ての大切さ、楽しさを体験できるしくみの整備が求められます。

#### しつけや子育てに自信がない親

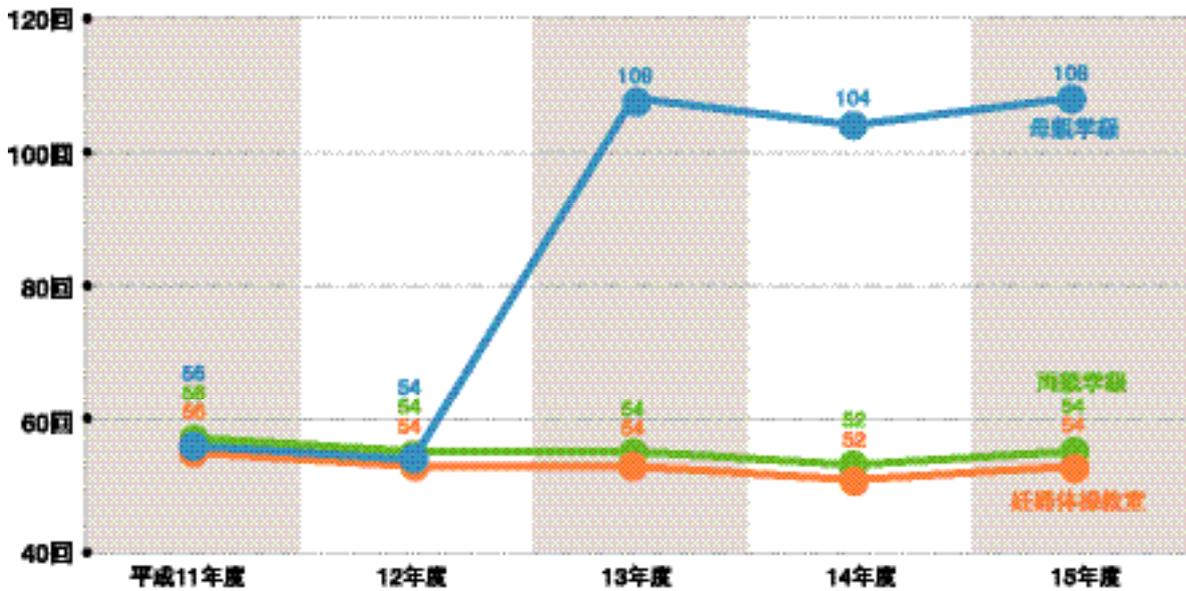


調査対象：全国の18歳未満の子どものいる世帯2,044世帯  
「全国家庭児童調査」(平成11年/厚生省(現厚生労働省))より作成



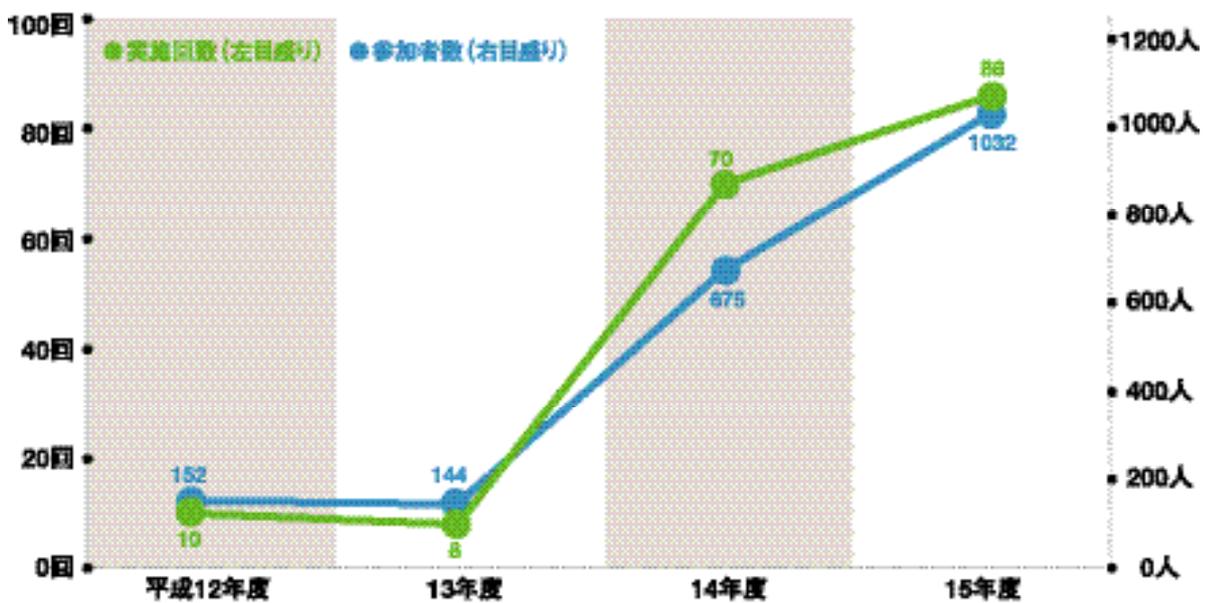
保育園で乳幼児と触れ合う中学生。育児体験を通して、生命の尊さなどを学ぶ

### 世田谷区の妊婦のための母親学級等開催状況



『世田谷の地域保健(平成16年度版)』より作成

### 世田谷区の児童館でのボランティア育成講座開催回数



『世田谷区保健福祉総合事業概要(平成13・14・15・16年度版)統計編』より作成

## 施策の方向

### 1 子育て中の保護者に対して「おや支援講座」を実施します

子育て中の保護者に基礎的な育児力を身につけてもらうとともに、子育て情報や子育て支援者(団体)の情報等の提供、また地域での交流機会の場を提供します。

また、児童虐待に対する認識や配慮を要する子どもに対する、保護者としての基礎的知識を学ぶ機会を提供します。

#### 取組み手法

子育て中の保護者に対し、子育て力を向上させるために様々な内容の育児教室を開催します。

保護者の心のケアなど含め虐待予防に向けた支援のための講座を開催します。

配慮を要する子どもの保護者への支援のための講座を開催します。

### 2 子育て支援者等の資質向上を図るための支援を行います

子どもたちの伸びやかな自立意識を育てる人材や、支援を必要とする家庭や子どもをきめ細やかに支える人材など、高度で専門的な資質をもった人材を育てます。

#### 取組み手法

保育サービス施設等子ども関係施設職員に向けて、子育てに関する専門知識のレベルアップに向けた研修及び実践的なケースマネジメントによる研修など、専門研修を充実します。

子育てを支援する地域の人材への研修など、専門的なサポート体制をつくります。子育て中の保護者及び子育てを終えた保護者が、子育て経験を就労に結び付けられるよう研修を行い支援します。

主任児童委員や民生児童委員等関係者等に対し地域での「子育て応援団」としての研修を行います。

### 3 中高生に向けた「わかたけ講座」の実施を行います

中高生世代から乳幼児とともに過ごすことなどにより、子どもの成長過程について考え、生命の尊さを学ぶ「生きた機会づくり」を提供していきます。

#### 取組み手法

中高生に向けて、保育園所等で乳幼児と触れ合い、育児体験ができる機会を設けます。子育てボランティアの育成を図る機会を設定したり、必要な講座を開催します。

## 施策の体系

### 1 おや支援

一般講座

専門講座

### 2 子育て支援者等への支援

専門研修

養成講座

関係機関研修

### 3 わかたけ支援

一般講座

ステップアップ講座

1「家庭の子育て力」……子どもの人間形成や基本的な生活習慣など、家庭での生活を通して形成する力

2「地域の子育て力」……社会全体で子育てをしていくことの重要性を再認識し、地域の交流を深めることで、子育ての基盤整備を進め子育てに積極的に関わっていくこと

## 9 社会環境基盤整備

### 現状と課題

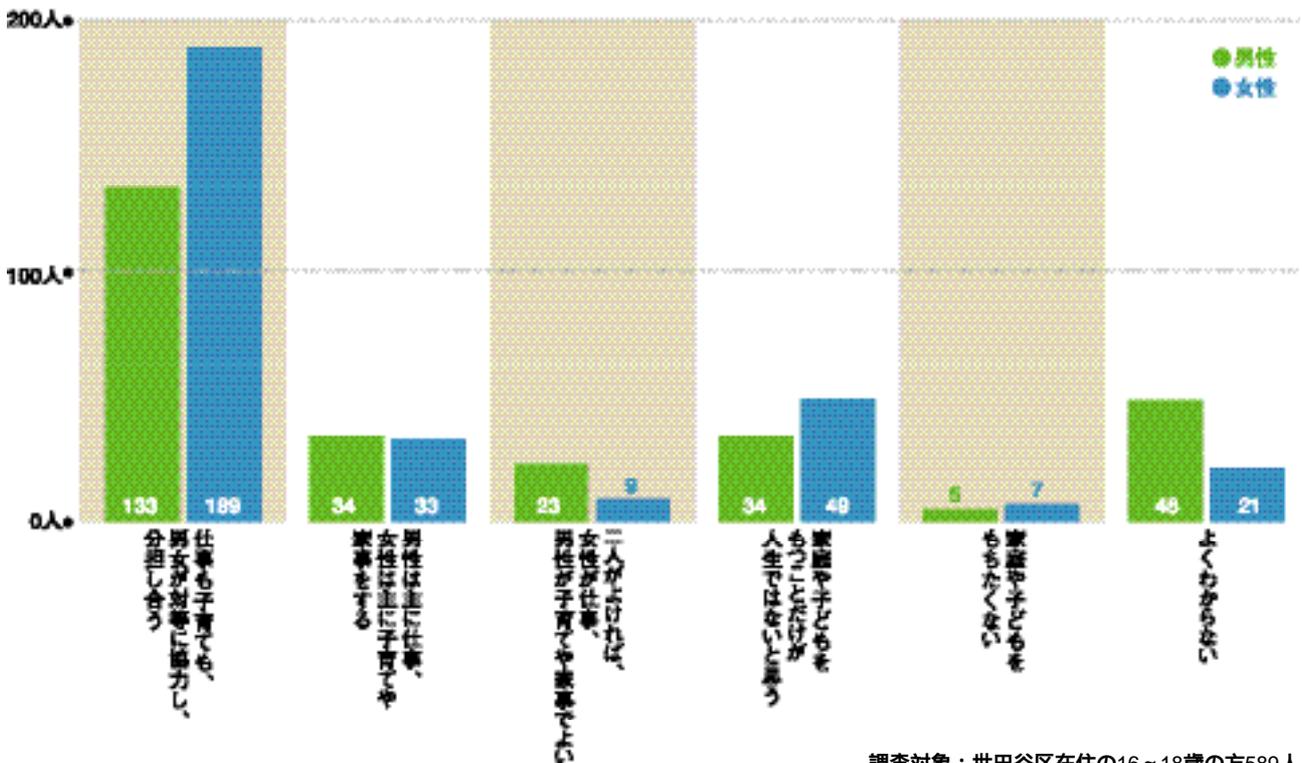
子どもの自立支援や子育て支援については、子どもが活動しやすい様々な機会を多様に用意する、保護者や家庭への育児支援サービスを提供するなどだけではなく、さらに広い視点で「子どもの人権」や「地域社会を担う“次代の人材”を育てる」という社会全体の認識の共有化が大切です。そのために、区民やNPOをはじめとした支援者、地域社会、事業者等への理解を深め、相互に協力し合いなが

ら、地域社会全体で子どもや子育てを見守るしくみづくりが課題となります。

そうしたしくみづくりの中で、男性の育児参加や子育てを終えた女性の再就労の支援について、一歩進めて考えていく必要があります。

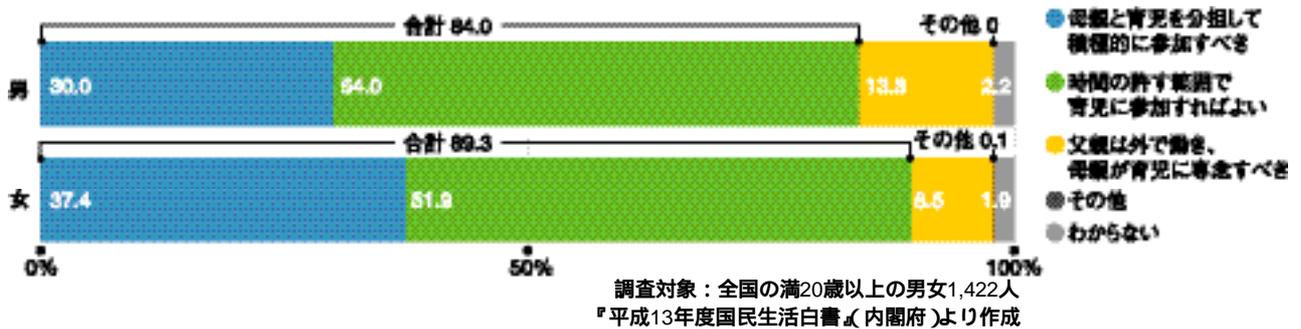
地域社会において、子育てや社会人としての経験が豊かな高齢者等を含め、様々な人たちが多様な形で子育てを支援できるようにすることが求められます。

### 将来、理想とする「家庭」のイメージ

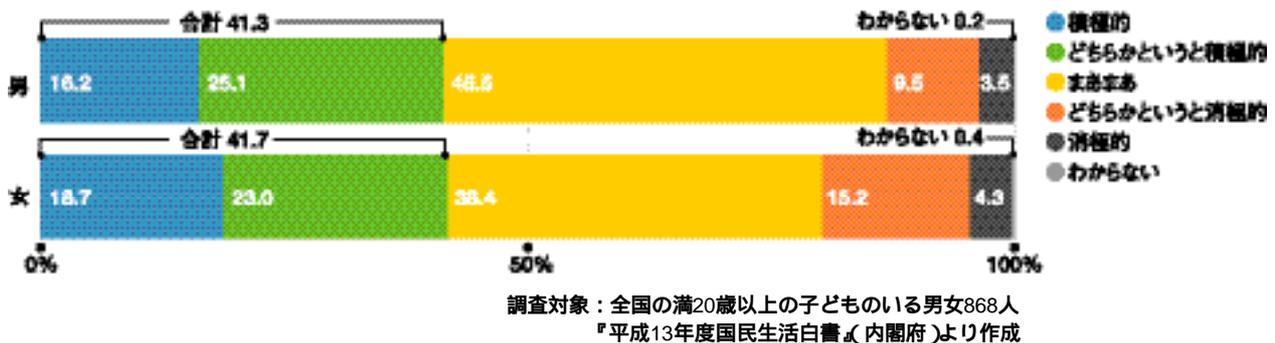


調査対象：世田谷区在住の16～18歳の方589人  
「世田谷区若者アンケート調査報告書」(平成16年)より作成

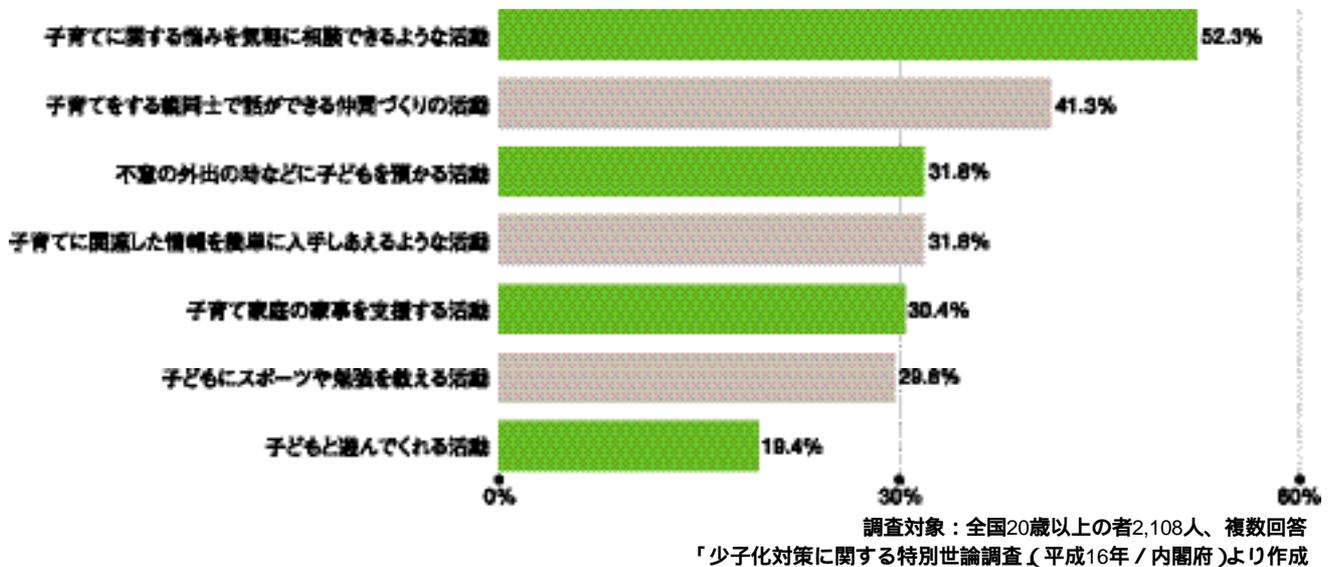
### 父親の育児参加に対する意識



### 父親の育児参加の程度



### 地域社会における住民同士の助け合いとして望ましい活動



## 施策の方向

### 1 子どもや子育て家庭に対する「地域の見守り」のしくみを構築します

自分の考えで判断し行動できるように、子どもの能力が限りなく発揮できる学びの機会を確保するなど意識啓発と地域での見守りに向けた取組みを推進します。

#### 取 組 み 手 法

大人や行政の責務を明確にし、子どもや子育てを地域社会全体で見守ることを理念として定めた「世田谷区子ども条例」を、様々な機会や場において啓発します。

地域での子育て力を高めるため、子育てについての様々な情報などを提供し、さらに、区のホームページやパンフレットなどにより啓発します。

### 2 男女がともに子育てを担い合う社会づくりに努めます

男性・女性の働き方を見直しながら、父親の育児参加や母親の再就労などについて、多様な情報提供や学習機会を提供します。

#### 取 組 み 手 法

子どもとの遊びや交流の機会に父親が参加し、情報交換するなど、地域の子育ての促進を図る保護者のための子育てネットワークづくりを支援します。

子育て等により職業生活を中断した女性

に、再就職する上で必要な実践セミナーや職場内の意識高揚に向けたキャリアアップセミナー等を実施します。また、自分の個性・能力・意欲などを生かした働き方を考えている方に起業セミナー等を実施します。また、生活設計や就業設計等の形成を支援します。

働きたい・働く女性のためのキャリアカウンセリング相談を実施するとともに女性のための就業バックアップ相談を新設し、女性の就業支援を図ります。

子育てにやさしい企業の増加を目指し、啓発等を行います。

### 3 高齢者を含めた地域の担い手や民間団体の子育てに関する活動を支援します

地域には、子育て経験者や地域社会への参画機会が増える高齢者、専門的に活動している団体など、多様な担い手があります。こうした地域に根付いた活動の更なる活性化を図るとともに、地域における子育て支援体制を整備するため、多角的な支援の機会や場を充実します。

#### 取 組 み 手 法

自主的な子育て活動を行っている団体に対し、助成などの支援を行います。

## 施策の体系

### 1 子どもや子育て家庭への地域の見守り

子どもの人権に対する意識・大人の理解  
子育て家庭への見守り

### 2 男女がともに子育てを担う社会づくり

男性の育児参加・参画の促進  
ライフスタイルに応じた女性の就業支援  
子育て経験者の地域活動支援  
企業向け子育て支援の促進

### 3 高齢者を含めた地域の担い手や 民間団体の活動支援

高齢者を含めた地域の担い手や  
民間団体の活動支援



区内の子育て団体によるワークショップ。自分たちができる子育て支援について意見を交わす

# 10 子どもの安全・安心まちづくり

## 現状と課題

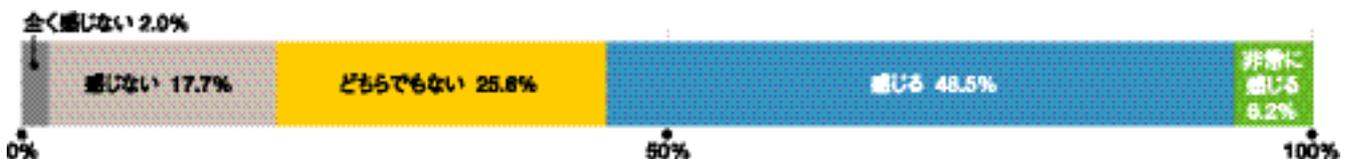
区では、これまでも公共施設のバリアフリー化やベビーベッド付のトイレの整備等に取り組んできましたが、小さな子どもやベビーカーを押す保護者がより安心して街を歩けるように、日常生活においてさらに安全性の高い施設整備を進めるとともに、事故や災害に巻き込まれない安全なまちづくりを積極的に進めていく必要があります。

また、全国的にも子どもが被害者あるいは加害者として巻き込まれる事件が増加しており、区では子どもや家庭が参加した地域ぐる

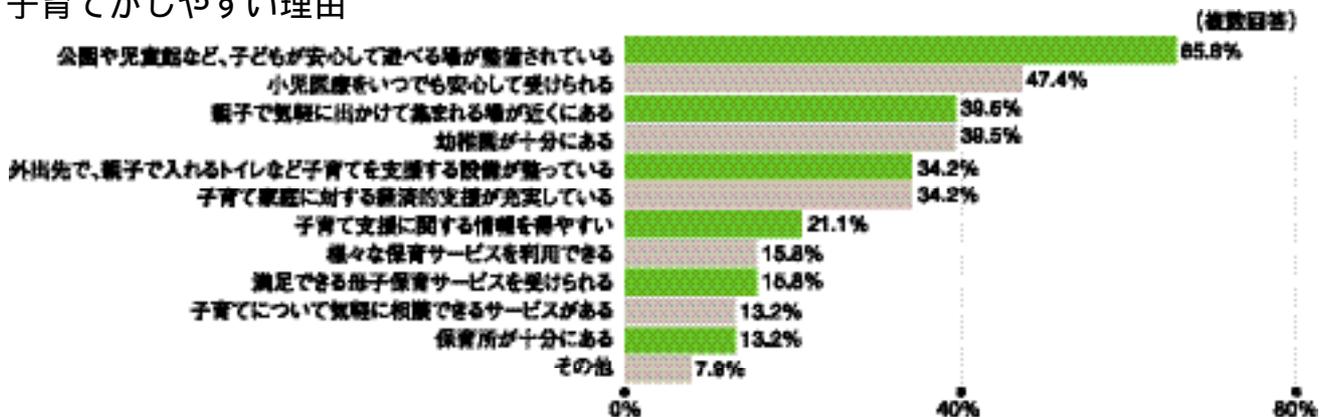
みの防犯対策に力を入れています。今後も、関係機関や区民など広く地域の大人たちの協力を得ながら、「犯罪を許さない地域社会づくり」を進めていくことが望まれます。

一方、子ども自身にとっても、防犯や防災に関する正しいルールの知識や危機管理能力を学習機会の設定等により身につけることが大切です。また、実際に危険な場面に遭遇した時、子ども自身が判断して対処できるよう、役に立つ情報等を提供することが求められます。

### 住居場所は子育てしやすいと感じるか

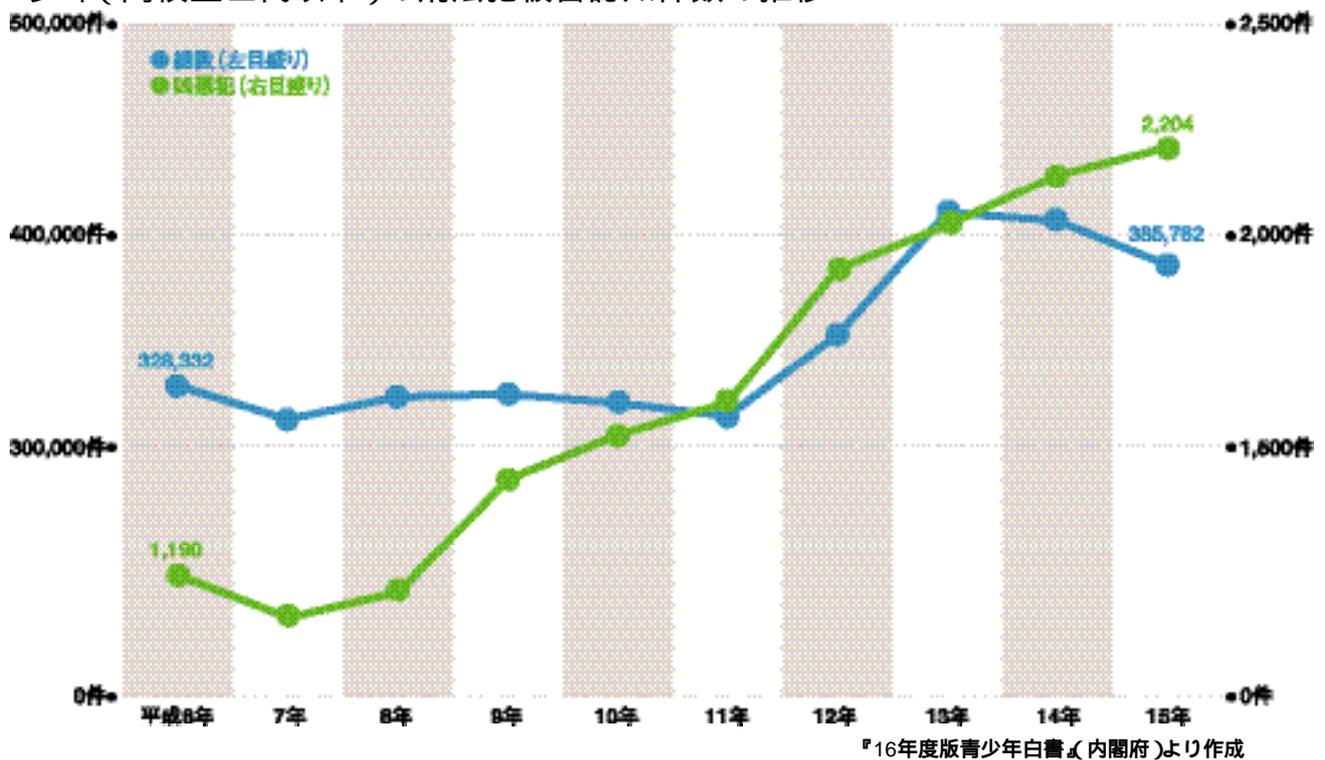


### 子育てがしやすい理由

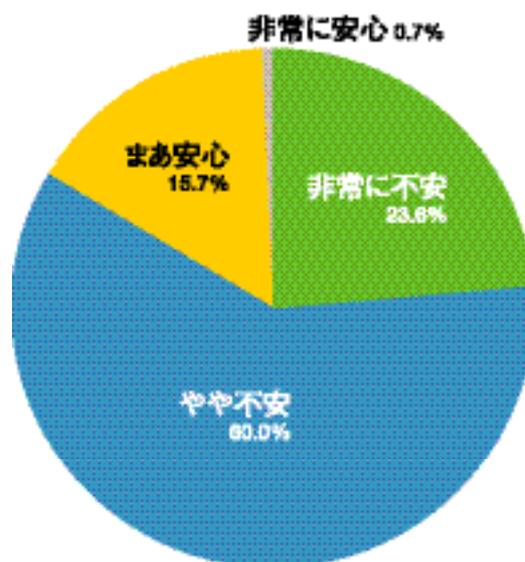


調査対象：世田谷区1歳6ヶ月児健診または3歳児健診に訪れた保護者357人  
「子育て環境調査」(平成15年/世田谷区)より作成

### 少年(高校生世代以下)の刑法犯被害認知件数の推移



住んでいるまちで  
犯罪被害にあうのでは  
ないかという不安



調査対象：第10期世田谷区区政モニター140人  
「第5回区政モニターアンケート」(平成15年/世田谷区)より作成

## 施策の方向

### 1 子どもや保護者が安心して外出できるまちづくりを進めます

区は、公共施設の段差解消や危険箇所チェックリストの作成、子育て世代から要望のあるトイレのバリアフリー化(ベビーベッドの設置)などに取組んできましたが、さらに、区民の目線からの安全な施設整備や周辺環境整備を進めていきます。

#### 取組み手法

保育施設等の安全対策を進めます。  
公共施設のトイレを、子どもや子育て中の親が安心して使用できるよう整備します。  
鉄道駅周辺まちづくりを推進するなど、交通環境の改善を進めます。  
鉄道駅施設のエレベーター設置など交通バリアフリーを促進します。  
歩道整備など安全に歩ける道路づくりを推進します。  
公園等の新設、周辺まちづくり事業にあわせた既存の公園等の改修、緑道整備など、水と緑の豊かなまちづくりを推進します。  
自転車の安全な乗り方や、信号の実際の体験など、交通安全について学べる機会を充実します。

### 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動を積極的に支援します

子どもが被害者や加害者になることがないよう予防対策として、子どもや家庭、さらには広く区民の参加を求めながら、子どもが安全かつ安心して、のびのびと暮らせるまちづくりをハード・ソフトの両面から総合的に進めていきます。

#### 取組み手法

子どもが犯罪などの危険に対し自ら対処できるよう、就学前の幼児に向けて講習会を行い、子ども自身の危険回避能力の向上を図ります。  
学校・家庭・地域とともに非行・犯罪被害防止の学習会を区立小・中学校で開催します。犯罪被害の防止のため、区内在住の小・中学生に携帯用防犯ブザーの貸し出しを行います。  
緊急に連絡が必要な情報を、就学前の子どもや区立小学校の児童の保護者に、携帯電話等のメールで迅速に知らせるしくみを整備します。  
子どもたちが「こわい、あぶない」と感じたとき、地域の民家・商店街等が一時的な避難場所となり、子どもを守る活動を支援します。薬物乱用防止への取組みや性(風俗)等広告物撤去などの活動を推進します。

## 施策の体系

### 1 安心して外出できるまちづくり

子育てバリアフリーのまちの整備  
居住環境の整備  
交通安全の啓発

### 2 子どもを犯罪等の被害から 守るための活動・支援

子どもが自ら身を守る危機管理能力の育成  
子どもを守る活動



子どもの安全について、大人や子ども自身が注意すべきポイントをまとめた応援ブックとポスター



保育園で実施した子どもの危険回避プログラムの子ども向け講習会。「いやだ! たすけてー」と不審者役の手を振りほどき、大声を出す